

吹田市立片山市民プールろ過配管漏水修繕

仕様書

1 修繕名

吹田市立片山市民プールろ過配管漏水修繕

2 修繕場所

吹田市出口町 31 番 1 号

3 修繕概要

50m プールろ過配管 $\Phi 200\text{mm}$ の修繕

| | |
|---------------------------------------|----------------------|
| ① 仮設単管足場 (防音シート張り) | 94 m ² |
| ② 既存プールサイド防滑シート撤去 (カッター入) | 66 m ² |
| ③ 土間コンクリートはつり | 10 m ³ |
| ④ 根切り (H=1200~2000 山留工含む) | 123 m ³ |
| ⑤ 既設 VP 管 切断工 ($\Phi 200\text{mm}$) | 4 か所 |
| ⑥ 既設 VP 管 撤去工 ($\Phi 200\text{mm}$) | 52m |
| ⑦ 人孔 設置工 (1号人孔 H=1800) | 2 か所 |
| ⑧ 会所 設置工 (600角 H=1000) | 1 か所 |
| ⑨ VP 管 設置工 ($\Phi 200\text{mm}$) | 52m |
| ⑩ プール水張り (水道使用量) | 1,330 m ³ |
| ⑪ 埋戻し | 1 式 |
| ⑫ 土間コンクリート復旧 | 10 m ³ |
| ⑬ プールサイド防滑シート貼 (端末シーリング処理共) | 66 m ² |

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日 (金) まで

5 完了検査

本業務が完了したときは、担当職員に通知し、本市検査員 (都市魅力部文化スポーツ推進室) の完成検査を受けること。なお、業務における請求は、検査合格後に、請求できるものとする。

6 消耗部品

作業に必要な消耗品については、受託者の無償提供とする。

7 作業時間

作業時間は原則として、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分の間に行うものとする。ただし、作業工程上やむを得ず前記時間外に作業を行う場合は、あらかじめ吹田市担当者及び施設運営管理者と協議すること。

8 留意事項

- ① 修繕に必要な工具、計測機器等の機材及び材料、消耗部材、水張りに要する上下水道料金、その他必要経費等については受託者の負担とする
- ② 受託者は、業務遂行にあたって関係諸法規を遵守することはもちろん、第三者に損害等を与えないよう万全の対策をとらなければならない。
- ③ 業務期間中において、他に損害を与えた場合は速やかに対処し、これに要する費用は全て受託者の負担とする。
- ④ 施工にあたっては、環境に十分配慮すること。
- ⑤ 施工にあたっては、低騒音、低振動型の機械の使用及び工法採用により、騒音、振動、粉じんの低減を図るようにすること。
- ⑥ 施工前に工程表及び施工計画書を提出するとともに、修繕業務着手前、修繕実施中、完成時、事故発生時における写真等必要な図書を市担当者と協議のもと提出すること。
- ⑦ 本市の早期の業務完了及び他工事や業務との調整に協力すること。
- ⑧ 作業日は、かならず事前に施設管理者および市担当者と協議をし、決定すること。
- ⑨ その他、仕様書にない復旧修繕については、吹田市と協議すること。

9 一般共通事項

修繕業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房庁営繕部監修公共建設工事標準仕様書（機械設備工事編）「最新版」及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）「最新版」（以下、「標準仕様書」という。）に準ずる。

事故防止

作業場の内外を問わず修繕業務実施に伴う危険防止、騒音防止等のため、建築基準法、労働基準法、消防法、環境基本法、吹田市環境基本条例その他関係法規に従ってその方策を講じること。

建設副産物の処理

※構外搬出適切処理

本修繕業務に伴い発生する建設副産物の処理に当たっては、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設副産物の適正処理推進要綱」等に基づき、再資源化の積極的活用を図ること。

「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設副産物の適正処理推進要綱」「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令を遵守し、適切に処理すること。

修繕業務取合

既設物と本修繕業務との取合い、納まり等、図示なき部分も遺漏なきよう施行すること。本修繕業務によって施設等において支障が生じる場合は、本市職員又は施設管理者の指示により養生または移設し現状復旧すること。

官公庁等への手続き

業務に必要な官公庁等への手続き等は、すべて受注者が代行して遅滞なく行い、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

修繕業務跡地

修繕業務完了時には作業残材等を完全に取除き現状復旧すること。

10 問い合わせ先

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市都市魅力部文化スポーツ推進室
電話 (06) 6384-2394 (直通)

以上